

# 知立市から転出される方へ

裏面あり

下記の項目に該当のある方は各課で手続きをお願いします。詳しくは、各窓口におたずねください。

手続き項目	内 容	必要なもの	窓 口
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード 等	・転出予定日をもって自動的に廃止になります。 印鑑登録証はお返しいただくか、ご自身で破棄してください。 ・必要条件を満たせば手続きの上、新住所地でもご利用できます。 「電子証明書」の交付を受けている方は失効します。	印鑑登録証 住民基本台帳カード 個人番号カード 等	① 市民課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度	・資格喪失手続きをしてください。 <b>市民課の手続後に「国民健康保険」の番号札をお取りください</b> ・資格喪失手続きをしてください。 ※転入先で申請用の(非)課税証明書が必要になる場合があります。 <b>市民課の手続後に「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください</b>	被保険者証 被保険者証	② 国保医療課
<input type="checkbox"/> 子ども医療 <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療 <input type="checkbox"/> 後期高齢者福祉医療 <input type="checkbox"/> 障害者医療 <input type="checkbox"/> 精神障害者医療 <input type="checkbox"/> 国民年金	・資格喪失手続きをしてください。医療受給者証はお返しください。 ※母子家庭等医療・後期高齢者福祉医療については、 転入先で申請用の(非)課税証明書が必要になる場合があります。 <b>市民課の手続後に「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください</b> ・転入先の市区町村で手続きしてください。	医療受給者証	
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 高齢者在宅福祉サービス <input type="checkbox"/> 介護人手当	・転入先が介護保険施設等の場合はお申出ください。 ・要介護認定申請中又は介護保険を受けている方には「受給資格証明書」をお渡しします。 ・納付または還付金請求の手続きをしてください。 ・緊急通報装置、宅配給食サービス、タクシーチケット等の高齢者 在宅福祉サービスの中止手続きをしてください。 ・中止手続きをしてください。	被保険者証 印鑑 振込み先の分かるもの 詳しくは係におたずねください。 なし	⑥ 長寿介護課
<input type="checkbox"/> 原付、小型特殊 <input type="checkbox"/> 125cc超～ 250cc以下の二輪車 <input type="checkbox"/> 250cc超の二輪車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 ・各種市税 (ご案内)	・転入先市区町村の軽自動車税係でお手続きください。 ・転入先管轄の軽自動車協会におたずねください。 ・転入先管轄の運輸支局におたずねください。 ・転入先管轄の軽自動車検査協会におたずねください。 ・各税の基準日(市県民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日)で1年分の税金がかかります。かかった税金は転出されても引き続き知立市に納めていただくこととなりますので、 支払に関しての手続きが必要な場合があります。	転入先の担当におたずねください。	④ 税務課
<input type="checkbox"/> 各障害者手帳 <input type="checkbox"/> 各障害者手当 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 (精神・更生・育成) <input type="checkbox"/> 各受給者証	・療育手帳をお持ちの方やその保護者の方が愛知県外及び名古屋市へ転出の際は「転出届」「返還届」を提出してください。その他の場合は転入先で 手続きしてください。 ・手当の消滅届、住所変更等の手続きが必要です。 ※転入先で手当等申請用の(非)課税証明書が必要となる場合が あります。 ・障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証・地域生活支援事業受 給者証をお持ちの方は、受給者証をお返しください。支援区分調査により 認定を受けられた方には「障害支援区分認定証明書」をお渡しします。	各障害者手帳 受給者証 印鑑 受給者証	⑤ 福祉課
<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 県・市遺児手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 保育園の退所・申請辞退	・児童手当の消滅手続きをしてください。 ※転入先で手当申請用の所得証明書が必要となる場合があります。 ※公務員の方の児童手当については、各職場におたずねください。 ・住所変更に伴う手続きをしてください。 ・退所届の提出が必要です。※手続きの際は窓口にてお声をかけてください。	印鑑 印鑑 印鑑	⑬ 子ども課
<input type="checkbox"/> 水道の中止	・希望日の3営業日前までに「給水中止届」を提出してください。 (FAXでも可能です。様式はホームページからダウンロードできます。)	なし	水道課 ⑪
<input type="checkbox"/> し尿汲み取りの廃止 <input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更	・すみやかに「し尿汲み取り廃止届」を提出してください。 ・犬の登録鑑札をお持ちになって、転入先で手続きしてください。 詳しくは転入先の市区町村におたずねください。	なし	環境課 ⑦
<input type="checkbox"/> 小・中学校の転校	・在学している学校で手続きをした後、転学の手続きをしてください。	印鑑	⑭ 学校教育課

1 階

2 階

階

★がついている場合、マイナンバーがわかるものがが必要です。

## 知立市保健センター (TEL82-8211)

手続き項目	内 容	必要なもの
<input type="checkbox"/> 妊産婦・乳児健康診査受診票 <input type="checkbox"/> 予防接種予診票	・転出日以降は使用できません。	知立市での手続きは必要ありません。 転入先で手続きしてください。

## <その他の注意点>

### ○転入の手続きについて

新しい住所地に住み始めてから**14日以内**に「転出証明書」をお持ちの上、転入の手続きをしてください。  
※転入手続きの際に、届出人の印鑑や運転免許証等の本人確認書類が必要となる場合があります。  
詳しくは新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

### ○転出証明書について

転出を取りやめたときは、「転出証明書」を持って知立市役所市民課で手続きをしてください。  
異動年月日や転出先が変更になった場合は、知立市役所での手続きは必要ありません。転入先の窓口でお手続きください。

### ○海外へ転出される方へ

転出証明書は発行されません。転入の手続きをするときは、帰ってきた方全員分のパスポート、戸籍謄本、戸籍附票が必要になります。  
以下に該当する方は**税務課**へお立ち寄りください。必要手続きがございます。  
・土地・家屋、軽自動車をお持ちの方 ・未納税額のある方 ・前年所得のある方

## <世帯構成が変わった方へ>

以下の状況になった方は、担当窓口へご相談ください。

世帯構成	内容	担当窓口
75歳以上のひとり世帯になったとき	後期高齢者福祉医療の助成を受けられる場合があります。	国保医療課
65歳以上のひとり世帯になったとき	高齢者在宅福祉サービスや介護保険施設サービスの食費・居住費の負担限度額認定を受けられる場合があります。	長寿介護課
15歳以下の子どもと別居（同居）したとき	ご相談ください。	子ども課
18歳以下の子どもとその母または父の世帯となったとき	ひとり親家庭を対象とした手当（児童扶養手当、愛知県遺児手当、知立市遺児手当）を受給できる場合があります。	
ひとり親家庭で18歳以下の子どもがいなくなったとき	ひとり親家庭を対象とした手当は受給資格がなくなる場合があります。 ----- 母子家庭等医療受給者は資格がなくなります。	
		国保医療課

※手当によっては、所得制限やその他の要件により受給できない場合があります。

## <知立市の住民票(除票)や税務証明書を郵送請求する場合>

知立市から転出後、住民票(除票)や税務証明書(所得証明書・課税証明書・納税証明書等)が必要になった場合は、窓口での請求の他に郵送で請求することができます。

以下のものを知立市役所市民課宛てに送付してください。

- ・申請書（申請内容を記載したもの）
  - ・本人確認書類の写し
  - ・手数料分の定額小為替
- 住民票（除票）、税務証明書ともに1通につき200円  
ただし税務証明書は使用目的によっては無料のものもあります  
ので、使用目的を明記してください。
- ・返信用封筒に切手と宛て先を記入したもの

〒472-8666  
知立市広見三丁目4番地  
0566-83-1111(内線198, 199)  
知立市役所 市民課

詳しくは知立市役所のホームページでもご覧いただけます。  
ご不明な点等ありましたら、右記の連絡先までお問い合わせください。